

健水発第 0530001 号
平成 20 年 5 月 30 日

各厚生労働大臣認可
〔水道事業者
　　水道用水供給事業者〕 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

「水安全計画策定ガイドライン」の送付について

今日、我が国における水道水は、水質基準を満足するよう、原水の水質に応じた水道システムを整備・管理することにより安全性が確保されている。しかしながら、今なお、水道水へのさまざまなリスクが存在し、水質汚染事故や異臭味被害の発生も見られている。さらに、水道施設の老朽化や担当職員の減少・高齢化も進んできている。水道をとりまくこのような状況の中で、水道水の安全性を一層高め、今後とも国民が安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現することが重要であり、水道ビジョン（平成16年6月）においても、統合的アプローチにより水道水質管理水準の向上を図るものとされているところである。

一方、WHO（世界保健機関）では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan ; WSP)を提唱している。

厚生労働省においては、この水安全計画の策定を推奨することとし、今般、別添のとおり、水安全計画策定のためのガイドラインをとりまとめた。

ついては、貴職におかれでは、本ガイドラインを活用し、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、これまで以上に良質で安全な水道水の供給確保に努められたい。なお、こうした取組については、平成23年度頃までを目途に行われることが望ましい。

また、本ガイドラインは、WHO の水安全計画の内容を基本としたものであるが、その作成に当たり、国内の代表的な複数の浄水処理プロセスでのケーススタディを行うことにより、我が国の水道システムに適した水安全計画の策定に資するものとした。また、併せて、中小規模の水道事業者においても比較的容易に水安全計画を策定できるよう水安全計画策定補助ソフトも作成した。ケーススタディ事例及び水安全計画策定補助ソフトの入手方法等については、追って連絡する予定であることを申し添える。